

2019 Disclosure

全管協少短の現状

本誌は、保険業法第272条の17において準用する保険業法第111条第1項および同施行規則第211条の37に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務および財産の状況に関する説明書）です。

目次

◆ 会社概要・主な業務の内容	2
◆ トップメッセージ	5
◆ 経営基本方針・「お客さま第一の業務運営に関する方針」について	6
◆ 全管協 SSI ホールディングスグループについて	9
<経営について>	11
コーポレート・ガバナンス体制	12
内部統制システムの整備に関する基本方針	14
リスク管理体制	16
全管協 SSI ホールディングスグループ・リスク管理基本方針	17
コンプライアンス(法令等遵守)体制	19
コンプライアンス基本方針	20
個人情報に関する取扱いについて	21
情報開示基本方針(ディスクロージャー・ポリシー)	25
暴力団等反社会的勢力の対応基本方針	25
犯罪収益移転防止法に係る取り組みについて	26
勧誘方針	26
CSR(企業の社会的責任)の取り組み	27
保険募集制度	27
保険金支払管理に係る基本方針	28
保険金支払いと損害サービス	30
お客さま対応窓口	31
<業績データ>	33
平成 30 年度における事業の概況	34
主要な業務の状況	35
経理の状況	43
<コーポレートデータ>	53
沿革	54
株式に関する事項	54
会社役員に関する事項	55
会社の組織	56

はじめに

平素より、皆さまには全管協少額短期保険株式会社をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

このたび、当社の経営方針、事業概況、財務状況などをご説明するためにディスクロージャー誌「2019全管協少短の現状」を作成いたしました。

本誌が当社をご理解いただく一助になれば幸いに存じます。

今後ともなお一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。



会社概要 (2019年3月31日現在)

名称 (商号)	全管協少額短期保険株式会社
設立	2007年10月
資本金	220,000千円
総資産	5,702,915千円
純資産	1,507,943千円
本社所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目6番1号 朝日生命大手町ビル
代表取締役社長	脇野 雅之 (わきの まさゆき) 2015年4月1日就任
従業員数	58名
営業店舗数	1店
代理店数	1,646店

主な業務の内容

【会社の目的】

当社は、次の業務を行うことを目的としています。

1. 少額短期保険業
2. 他の保険会社、少額短期保険業者の保険業に係る業務の代理または事務の代行、その他前号の業務に付随する業務
3. 前各号のほか、保険業法その他の法律により少額短期保険業者がおこなうことのできる業務
4. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

【業務の内容】

当社は少額短期保険業を営んでおり、賃貸住宅入居者向けの家財総合保険および賃貸テナント入居者向けの什器備品総合保険の引受業務を行っています。

取扱商品 (2019年3月31日現在)

安心保険プラスⅢスーパー (入居者総合安心保険プラスⅢ)

「安心保険プラスⅢスーパー」は、賃貸住宅にお住いの皆さまの大切な家財や賠償責任を補償するために4つの安心の補償がセットになった保険です。

1. 家財保険

次のような事故によって家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

①火災 ②破裂または爆発 ③落雷 ④風災、ひょう災または雪災 ⑤建物外部からの物体の飛来・落下・衝突・倒壊 ⑥給排水設備の事故または他の戸室で生じた事故による水ぬれ ⑦騒じょう・集団行動・労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ⑧盗難 ⑨いたずら ⑩水害 ⑪持ち出し家財の損害

①～⑩の事故によっては、さらに以下の費用保険金をお支払いします。

- ・臨時費用保険金 ・残存物取片づけ費用保険金 ・失火見舞費用保険金
- ・賃借費用保険金 ・地震火災費用保険金 ・ドアロック交換費用保険金 ・ピッキング防止費用保険金

2. 修理費用保険

入居物件が偶然な事故で損壊し、賃貸借契約に基づく原状回復義務により、または緊急的に、被保険者または相続人等の負担で修理した修理費用に対して補償します。

3. 借家人賠償責任保険

火災・爆発・水ぬれなどを起こして、入居物件に損害を与えてしまい、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金などを補償します。

4. 個人賠償責任保険

入居物件の使用・管理に起因する偶然な事故や、日常生活においてご本人やご家族が第三者にケガをさせたり、第三者の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金などを補償します (日本国内のみ)。

+ 選べるオプション

地震災害一時金特約 (オプション)

入居物件の属する建物が地震等による損害により全壊または大規模半壊となった場合、一律30万円をお支払いします。(保険金のお支払いには、各自治体発行の全壊または大規模半壊の「り災証明書」が必要です。)



- 「安心保険プラスⅢスーパー」は「入居者総合安心保険プラスⅢ」のペットネームです。
- 上記の内容は「安心保険プラスⅢスーパー」の概要を説明したものです。保険金をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益となる事項やその他注意事項等もございますので、ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報)」「約款・特約」をご確認ください。

テナント安心保険プラス・スーパー（テナント総合安心保険プラス）

「テナント安心保険プラス・スーパー」は、賃貸テナント入居者向けの業務用什器備品や賠償責任を補償するために4つの安心の補償がセットになった保険です。

1. 業務用什器備品保険

次のような事故によって業務用什器備品に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

①火災 ②破裂または爆発 ③落雷 ④風災、ひょう災または雪災 ⑤建物外部からの物体の飛来・落下・衝突・倒壊 ⑥給排水設備の事故または他の戸室で生じた事故による水ぬれ ⑦騒じょう・集団行動・労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ⑧盗難 ⑨いたずら ⑩水害

①～⑩の事故によっては、さらに以下の費用保険金をお支払いします。

- ・臨時費用保険金 ・残存物取片づけ費用保険金 ・失火見舞費用保険金
- ・地震火災費用保険金 ・ドアロック交換費用保険金 ・ピッキング防止費用保険金

2. 修理費用保険

入居物件が偶然な事故で損壊し、賃貸借契約に基づく原状回復義務により、または緊急的に、自己の費用で被保険者が負担した修理費用に対して補償します。

3. 借家人賠償責任保険

火災・爆発・水ぬれなどを起こして、入居物件に損害を与えてしまい、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金などを補償します。

4. 施設賠償責任保険

入居物件の使用・管理に起因する偶然な事故や入居物件における業務中の事故で他人にケガをさせたり、第三者の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金などを補償します（日本国内のみ）。

- 「テナント安心保険プラス・スーパー」は「テナント総合安心保険プラス」のペットネームです。
- 上記の内容は「テナント安心保険プラス・スーパー」の概要を説明したものです。保険金をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益となる事項やその他注意事項等もございますので、ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」「約款・特約」をご確認ください。



トップメッセージ

平素より、全管協少額短期保険をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社は、昨年創業10周年を迎え、2018年12月に社名を「株式会社全管協共済会」から「全管協少額短期保険株式会社」へ変更いたしました。

当社は、全国賃貸管理ビジネス協会（全管協）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社を株主とする株式会社全管協SSIホールディングスグループの少額短期保険業者として、「全管協と連携し、保険業務を通じて、お客さまの安全で安心な生活に役立つサービスを提供する」ことを経営の基本方針として、賃貸物件にご入居の皆さまへ火災保険のご提供を行い、グループ合算の収入保険料では少額短期保険業界でトップシェアを確保するに至っております。



また、当社はお客さまから選ばれ、信頼される企業として成長を続けるための行動指針として「お客さま第一の業務運営に関する方針」を策定し、「お客さまニーズに応える商品・サービスのご提供」「お客さまから頂戴した貴重な声をもととした事業活動の品質向上」「お客さまに寄り添った事故対応」など、本方針に則った事業運営を推進しております。

今後も、お客さまに安全と安心をご提供申し上げることを当社の使命とし、事業活動の根幹にコンプライアンス重視を掲げ、少額短期保険業界におけるリーディングカンパニーグループとしての強固な営業基盤をベースに、安定的かつ高品質な事業運営を行ってまいります。

引き続きステークホルダーの皆さまに信頼いただき必要とされる企業であり続けるよう努力を重ねてまいりますので、皆さまにおかれましては、今後とも一層のご愛顧、お引き立てを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

代表取締役社長 脇野 雅之

経営基本方針

わが社は、全国賃貸管理ビジネス協会（全管協）と連携し、保険業務を通じて、お客さまの安全で安心な生活に役立つサービスを提供してまいります。

<7つの基本方針>

- ① 商品の開発は、お客さまのニーズに沿って行います。
- ② 商品のご案内は、不動産管理のプロでもあるわが社の代理店が適切に行います。
- ③ 全管協と連携して防犯・防災活動を行います。
- ④ 事故発生時は、不動産管理のプロでもあるわが社の代理店が窓口となり、代理店がお客さまの保険金請求をお手伝いします。
- ⑤ 保険金は速やかにお支払いします。
- ⑥ 万全な財務体質を確保します。
- ⑦ コンプライアンス重視の企業風土を構築します。

「お客さま第一の業務運営に関する方針」について

当社は、2017年12月に顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）に向けて、行動規範となる「お客さま第一の業務運営に関する方針」を制定いたしました。

お客さま第一の業務運営に関する方針

全管協 S S I グループの全管協少額短期保険株式会社は、お客さま第一の取組をより推進するために、「お客さま第一の業務運営に関する方針」を下記の通り策定いたしました。

当グループはこれまでも「グループ行動指針」として「カスタマー・ファースト（お客さま第一）」「プロフェッショナリズム（専門性）」「インテグリティ（誠実・信頼）」等を掲げ、お客さま一人ひとりを大切にされた事業活動に取り組んでまいりました。

今後も、お客さまから選ばれ、信頼される会社として成長を続けるため、本方針に則った業務運営を一層推進してまいります。

方針1. お客さま第一を徹底し、お客さまに安全と安心を提供します。

お客さま第一を徹底し、誠実・信頼をモットーに、お客さまの不安とリスクに対して専門性を持って対応することにより、お客さまに安全と安心を提供します。

方針2. お客さまのニーズに応える商品・サービス・情報を提供します。

社会・経済等の環境の変化を的確に捉え、多様化するお客さまのニーズに合った優良な商品・サービスならびにお客さまに必要な情報を提供します。

方針3. お客さまの声を真摯に受け止め、事業活動に活かします。

お客さまの声を幅広くお伺いするとともに、いただいたお客さまの声を真摯に受け止め、迅速かつ誠実に対応し、事業活動の品質向上に活かしてまいります。

方針4. お客さまに寄り添った事故対応に努めます。

事故に遭われた全てのお客さまやお相手の方に、丁寧な説明と迅速かつ適切な保険金のお支払いを実践し、お客さまに寄り添った事故対応に努めてまいります。

方針5. お客さま第一の業務運営の定着・浸透に取り組みます。

全ての社員および保険代理店・保険募集人に対して継続的な教育・指導を実践し、お客さま第一の業務運営方針の定着と浸透に取り組んでまいります。

以上

「お客さま第一の業務運営」に関する取組状況について

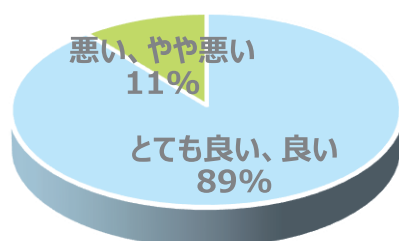
1. お客さまに寄り添った事故対応

保険金お支払いアンケート ■ 満足度指標 ■

当社は、保険金をお支払いしたお客さまにアンケートを一定の期間で実施し、顧客満足度の指標化および事故対応のサービス向上に役立てています。

2018年度の結果は、以下の通り概ね良好な評価をいただきました。

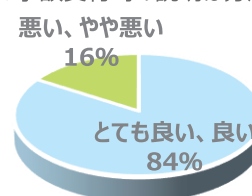
全体満足度



全体における満足度は、89%のお客さまから「とても良い、良い」との評価をいただきました。

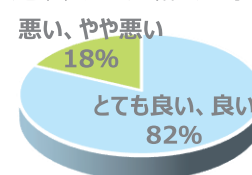
初期対応

「事故受付時の説明は分かりやすかったですか？」



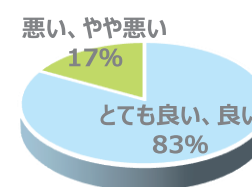
途中経過

「途中経過の連絡は適時・適切にありましたか？」



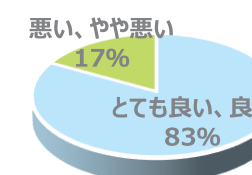
請求書類

「保険金請求書の記入は分かりやすかったですか？」

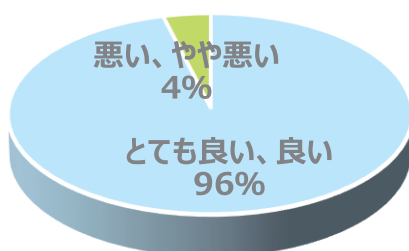


支払期間

「支払い完了までの期間は早かったですか？」



大規模災害（水害）時の満足度



大規模災害（水害）時における満足度は、96%のお客さまから「とても良い、良い」との高い評価をいただきました。

お客さまからの主な感謝の声

「真摯な対応をしていただき、ありがとうございました」

「担当の方の対応が的確で迅速であったので、とても気分が良かったです」

「保険金請求の不安を解消していただき、本当に感謝しています」

*とりわけ西日本豪雨時では感謝の声を多数いただき、迅速かつ丁寧な事故対応が高く評価されました。

2.お客さまの声を活かした改善事例

当社は、お客さまの声を幅広くお伺いしており、2018年度は17,302件のお客さまの声を受付しました。また、いただいたお客さまの声を真摯に受け止め、迅速かつ誠実に対応して業務品質の向上に活かしており、お客さまの声に基づき以下の業務改善を実施しています。

お客さまの声	改善事例
地震による損害を補償する商品を作って欲しい。	入居物件が大規模半壊以上となった場合に、一律30万円をお支払いする「地震災害一時金特約」を開発しました。
シェアハウスの共同使用部分（キッチン、バス、トイレ等）を壊してしまった場合の家主への賠償損害も補償して欲しい。	シェアハウスで共同使用するキッチン、バス、トイレ、洗面所、洗濯室、居間および食堂を補償対象に追加しました。（借家人賠償責任保険）
スマートフォンで契約手続きを行いたいが、文字が小さく使いにくい。スマートフォンでも使いやすくして欲しい。	パソコン使用を前提としていた画面を改修し、マルチデバイス対応することで、スマートフォンやタブレットでも見やすく、使いやすいものにしました。
保険契約の説明文は文字が多くて読みにくいので、読みやすいよう改善して欲しい。	「パンフレット」「重要事項説明書」「約款・特約」を一つにまとめた保険募集帳票の全体デザインを見直すとともに、幅広い世代の方が読みやすい文字を使用するなど、募集文書を改善しました。

3.お客さまのニーズに応えるサービス・安心の提供

当社は、多様化するお客さまのニーズに合った優良なサービス・安心を提供しています。

お客さま専用サイト（マイページ）のご提供

ご加入のお手続きや、ご契約内容の確認、電子領収証の印刷[※]（※一部制限があります）が可能なお客さま専用サイトをご用意しています。

事故受付ハガキ・事故対応完了ハガキのご送付

事故受付時と保険金お支払い完了時それぞれに、お客さま宛にハガキをお送りし、事故報告を受け付けたこと、保険金のお支払いが完了したことをお客さまに直接お知らせしています。

電話による解約手続き

お客さまからの電話による解約手続きを承っています。また、解約手続きを行えば、手続き前にすでに更新された契約も同時に取消処理を行うなど、お客さまの利便性を追求した事務手続きを励行しています。

以上

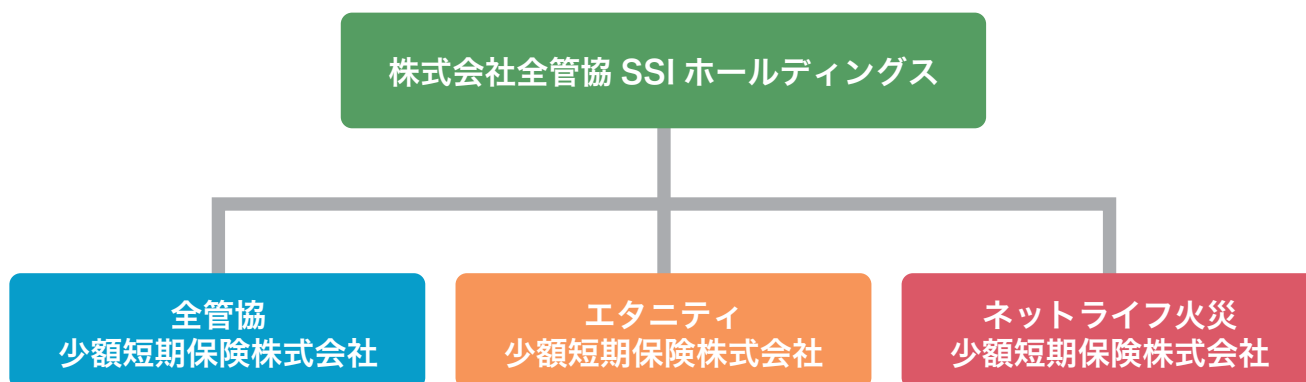
全管協SSIホールディングスグループについて

1. グループの概要

全管協 S S I ホールディングスグループは、経済情勢の変化の激しい現代において、市場のニーズを的確に捉えるため、株式会社全管協 S S I ホールディングスを中心とし、お客さまにご満足いただける商品・サービスを的確かつ安定的に供給していくように日々努力してまいります。

2. グループの構成 (2019年7月1日現在)

全管協 S S I ホールディングスグループは、少額短期保険持株会社である株式会社全管協 S S I ホールディングスの下に、同社が直接出資する子会社 3 社（全管協少額短期保険株式会社、エタニティ少額短期保険株式会社、ネットライフ火災少額短期保険株式会社）を配置しています。



<経営について>

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、少額短期保険業を取り巻く様々なリスクを的確に把握・管理し、業務の健全かつ適切な運営を確保するために、以下の経営管理態勢を確立しています。

1. 取締役会

取締役会は、会社としての経営方針を定め、法令等の遵守、契約者等の保護、リスク管理等の観点から重要な経営諸施策の方針を決定します。同時に適切な内部統制のシステムを構築しながら、業務執行を監督していきます。代表取締役社長はこれら取締役会の決定をもとに職務を執行し、組織全体に方針を徹底させます。

2. 経営会議

当社は、代表取締役社長の諮問機関として経営会議を設置し、業務執行の方針・計画の協議、部門活動の総合調整等の任務を遂行しています。また、経営上重要かつ基本的な事項に関して協議し、代表取締役社長に意思決定の資料を提供する役割も果たしています。

3. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス重視の経営とリスクマネジメントの推進、及び業務の適正確保のための体制整備・浸透・定着の達成を目的としてリスク・コンプライアンス委員会を設置しています。

本委員会は、代表取締役社長を委員長、業務執行取締役、部門長を委員、監査役をオブザーバー（委員長指名による者を含む）とし、各部門が策定したリスク管理プログラムとコンプライアンスプログラムの実施状況を検証し、当社ガバナンスのPDCA推進を行います。また、決議機関として、権限に基づく、リスク・コンプライアンス関連事項の決定と取締役会付議の決定をしています。

本委員会は、法令等遵守などを含む内部管理態勢の適切性・有効性を検証する委員会として内部監査を行い、内部監査で発見した問題点・課題や改善状況を定期的に経営陣へ報告すると同時に、解決にいたるまで継続的なフォローを実施しています。本委員会の活動内容については、取締役会へ定期的に報告される等、取締役等が全社のリスク管理とコンプライアンスの実態を把握できる態勢が整備されています。

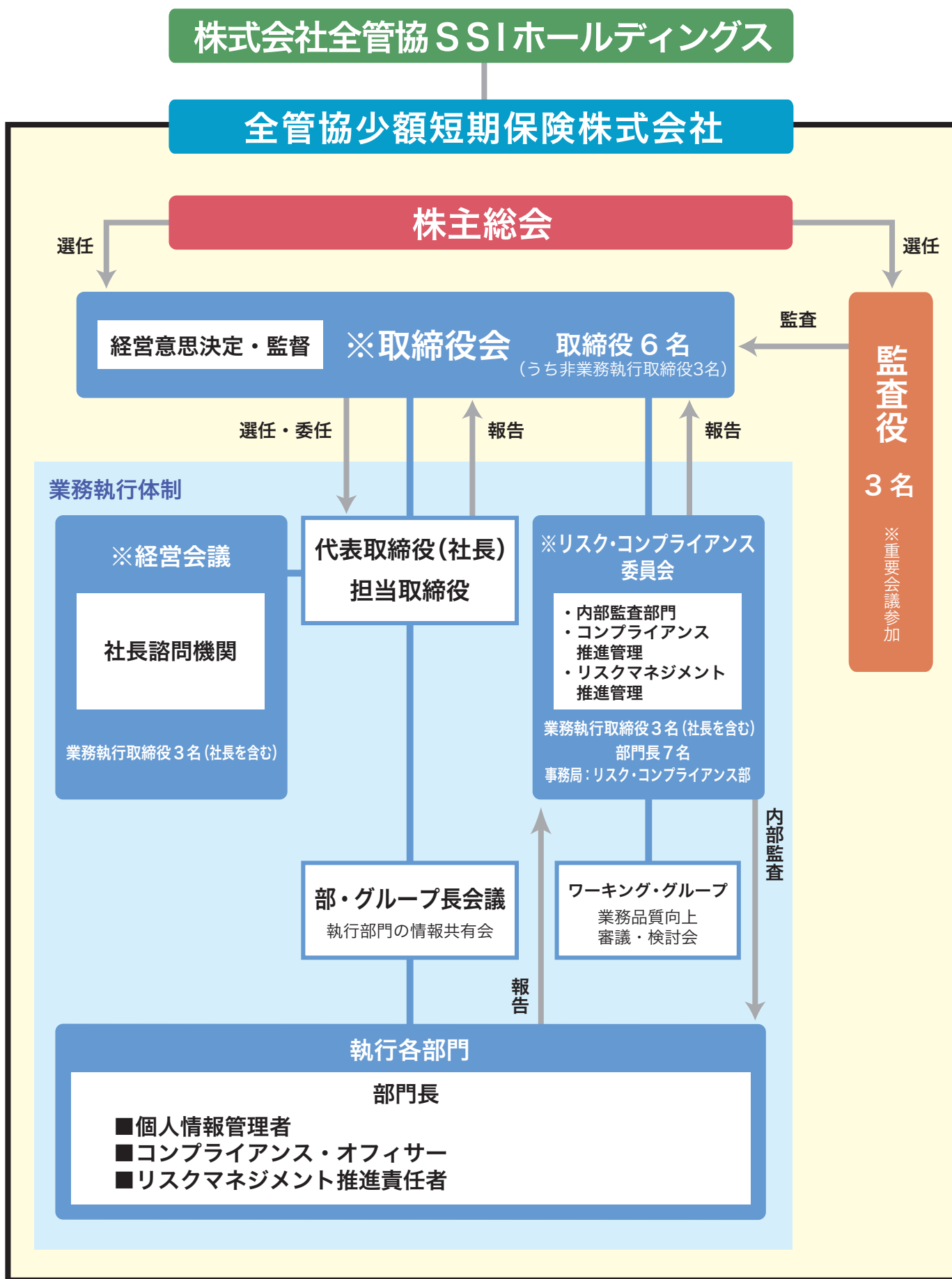
また、本委員会の下部組織である「ワーキング・グループ」は、お客さまからお寄せいただいた貴重な「お客さまの声」、特に「苦情」から業務品質の向上に向けた審議・検討を行います。

4. リスク・コンプライアンス部

リスク・コンプライアンス部は、リスク管理およびコンプライアンスの統括部門として当社におけるリスクと法令等遵守の一元的な管理を行います。

同時にリスク・コンプライアンス委員会事務局として、会議の運営を行います。また、当社の内部管理態勢の改善と企業品質向上のために、内部監査方針・計画を立案し、リスク・コンプライアンス委員会を通じて同計画を実施します。

これらの活動内容の報告書等を作成し、取締役会へ提出しています。



内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、会社法の定めに基づき、業務の適正を確保するための体制を整備するため、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり定める。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社におけるコンプライアンス体制の基盤となる「コンプライアンス規程」を定め、職務の執行に当たっては法令及び定款とともにこれを遵守することを徹底する。
- ② 会社全体の横断的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握、監督のため、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。
- ③ 当社は、株式会社全管協SSIホールディングスグループ各社及び当社の取締役会が策定する「反社会的勢力に対する基本方針」に従い、反社会的勢力排除のための体制整備に取り組み、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求には応じない旨を全役員に徹底する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社における取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 適切なリスク管理を行うため、「リスク管理規程」およびその下位規程として「情報セキュリティ規程」、「個人情報保護基本規程」、「コンティンジェンシープラン」を策定し、当該規程によりリスク管理に関する方針及び体制を定める。
- ② 会社全体におけるリスク管理体制の整備を徹底するため、社内の各部門ごとにリスクマネジメント推進責任者を定め、その統括責任者を社長が務める。
- ③ リスク管理体制の整備及び見直し、リスク情報の集約並びに災害等の不測の事態が生じた場合の危機管理対策のため、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、委員長はリスク管理統括責任者が兼任する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 事業活動に際し社内全体における意思統一を図るため、取締役会において短期、中期若しくは長期の経営計画を策定し、当該経営計画に基づき各部門における目標及び予算等を設定する。
- ② 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、「取締役会規程」、「取締役職務規程」、「組織・業務分掌規程」その他の業務運営規程に基づき、各取締役及び従業員の職務権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を委譲する。
- ③ 職務の執行のより一層の迅速化・効率化を図るため必要と認められる場合には、その内容が定款変更に関わる場合を除き、「取締役会規程」に基づく組織機構の変更を行うことができる。

5. 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 従業員が業務を行うに当たり法令及び定款とともに遵守するための体制を整備し、併せて従業員に対するコンプライアンス教育及び啓発活動を行う。
- ② 当社の事業活動において法令・定款違反等の発生及びその可能性のある事項を早期に発見し是正するための内部通報制度を整備し、取締役、従業員及び関係者からの報告体制を整える。
- ③ 従業員がその職務を行うに当たり法令・定款等における疑義が生じた際の外部専門家による相談窓口を設置し、従業員が必要に応じいつでも活用できるようにする。
- ④ 会社組織及び社内各部署における業務の執行状況を適切に把握し、適切な助言及び勧告を行うための内部監査体制を整備する。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ全体の利益の観点から、企業集団の内部監査部門が協調し、可能な限り企業集団における情報の共有と業務執行の適正を確保することに努める。
- ② 親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を実施するに当たっては、取締役会に付議の上、決定する。

7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、当社の従業員の中からこれを手当てする。

8. 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ① 前号の監査役の職務を補助する従業員に係る人事異動、人事考課、処罰等の決定については、事前に監査役の承認を得ることとする。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して取締役からの指揮命令を受けないものとする。

9. 監査役職務を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

第7号に基づき配置された従業員は、業務遂行に当たり、監査役の指揮・命令にのみ従い、監査役の監査に必要な調査を行う権限を有する。

10. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 代表取締役及び業務執行取締役は、「取締役会規程」の定めに従い、会社の業務執行の状況その他必要な情報を取締役会において報告又は説明する。
- ② 取締役及び従業員が会社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し速やかに当該事項を報告するものとする。
- ③ 監査役は、職務の執行に当たり必要となる事項について、取締役及び従業員に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は速やかに当該報告を行うものとする。
- ④ 当社は、監査役へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないよう取締役及び従業員に対して周知徹底し、規程等を整備する。

11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務執行について、必要な費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。ただし、監査役は監査費用の支出に当たり、その効率性及び適正性に留意しなければならない。

12. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

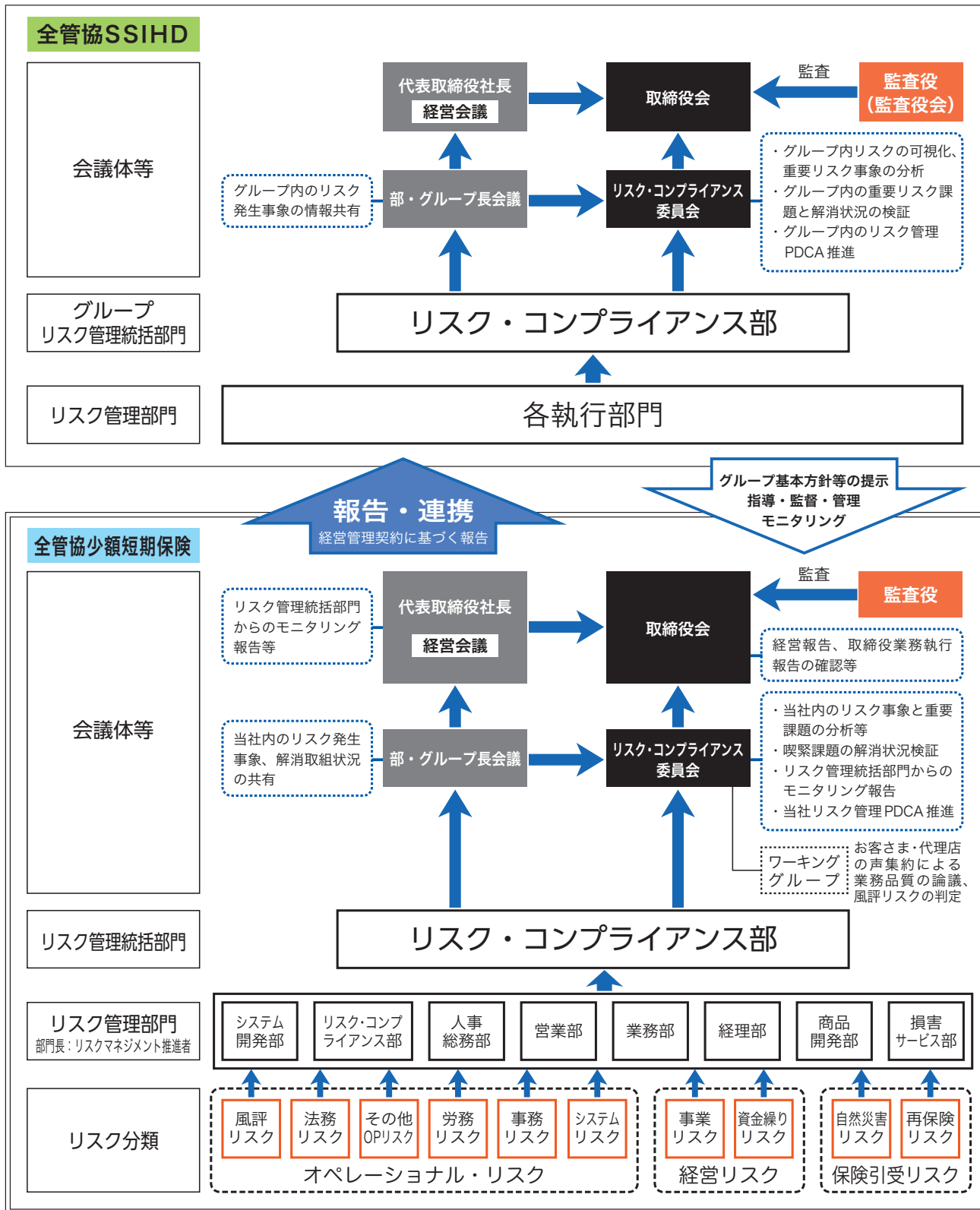
監査の実効性を確保するため、監査役が取締役、従業員及び会計監査人との間で積極的な意見・情報の交換をできるようにするための体制及び必要に応じ弁護士、公認会計士、保険計理人等の助言を受けられる体制を整備する。

リスク管理体制

当社は、業務の健全性を確保・維持することを目的に、事業の遂行にかかわる様々なリスクに対して平時は未然・再発防止や軽減を図り、緊急時においては、リスク拡大を阻止する管理体制を整えることで経営の安定化に取り組みます。

業務・特性・リスク状況等を踏まえたリスク管理に関する基本方針を制定し、主体的にリスク管理を行います。

■リスク管理体制図



保険引受リスク中再保険によるリスクの管理

当社は、次のとおりの再保険取引により、保険引受リスクを管理しております。

- (1) 当社は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社およびトア再保険株式会社と再保険契約を締結しています。
- (2) 当社は、経営の安定性を損なわないという観点から保険引受のリスク量を管理し、当社純資産に比して十分に低いものとなるよう一定割合を再保険に付す方針としています。
- (3) 再保険会社の選定は、複数とし、担保力、格付け、取引の永続性等を勘案しております。取引の詳細は、後記<業績データ>をご覧ください。
- (4) 以上の再保険契約の対象には、巨大なものとなりやすい地震災害リスクおよび台風災害リスクも含まれているため、これらにつきましても当社純資産に比して十分に低いものとなるよう一定割合を再保険に付しています。

全管協 S S I ホールディングスグループ・リスク管理基本方針

全管協 S S I ホールディングスグループの各社は、事業の推進および企業価値の維持・向上を妨げる可能性のあるリスクに対し、早期発見とコントロールする管理に努めることで、サービスや品質の維持、事業継続ができるように本方針を定め、リスク管理態勢を整備します。

1. リスク管理運営方針

(1) グループ・リスク管理

① 株式会社全管協 S S I ホールディングス（以下「HD社」という。）の役割

- ・グループ共通事項として本方針を含めたリスク管理に関する各種方針・規程・制度等を全管協 S S I ホールディングスグループ傘下事業会社（以下「グループ事業会社」という。）に提示・助言します。
- ・グループ全体のリスク管理を統括する組織（以下「グループ・リスク管理統括部署」という。）と「リスク・コンプライアンス委員会」を定め、当基本方針に基づき、グループのリスク管理体制の整備を推進します。
- ・「グループ・リスク管理統括部署」は、グループ事業会社のリスク管理統括部署または、個別リスク管理部署に対し、必要に応じてリスク管理について報告を求め、協議を行う事ができます。また、グループ事業会社のリスク管理に係る方針、規程の策定・改廃についてグループ全体の観点から、必要な調整・指導を行います。
- ・「リスク・コンプライアンス委員会」は、グループ事業会社のリスク管理上の重要事項を決定する際における事前協議と、重要な事項について、取締役会等への報告とグループ全体のリスク管理状況のモニタリングを行います。

② グループ事業会社の役割

- ・グループ事業会社は、HD社指導の下、自社の業務・特性・リスクの状況を踏まえたリスク管理方針・規程・制度等を定め、リスクカテゴリーごとの管理部署とリスクを統合的に管理する組織（以下「リスク統括部署」という。）を設置し、個社のリスクに応じた適切な管理を行います。
- ・グループ事業会社の「リスク統括部署」は、3. 報告・事前協議体制の記載事項に基づきHD社との事前協議と報告を行います。

(2) 危機発生時の業務継続体制

- ① HD社は、「危機管理規程」を制定し、危機リスクの特定と緊急事態発生時における指揮命令系統の確保、通常業務への復旧等に関する対応方針、整備すべき危機管理態勢を定め、グループ各社の危機管理体制の整備・推進状況を確認します。
グループ会社が整備すべき危機管理態勢を定め、これらの整備・推進状況を確認します。
- ② グループ事業会社は、HD社「グループ・リスク管理基本方針」に基づき、災害時の危機発生時に、継続すべき重要な業務および危機対応を計画等に定め、業務の復旧回復（業務継続・復旧）が図れる体制を整えます。

2. 対象リスクの定義

リスク管理の対象は、業務を遂行するに伴い発生しうる以下の主なリスクカテゴリーに分類します。

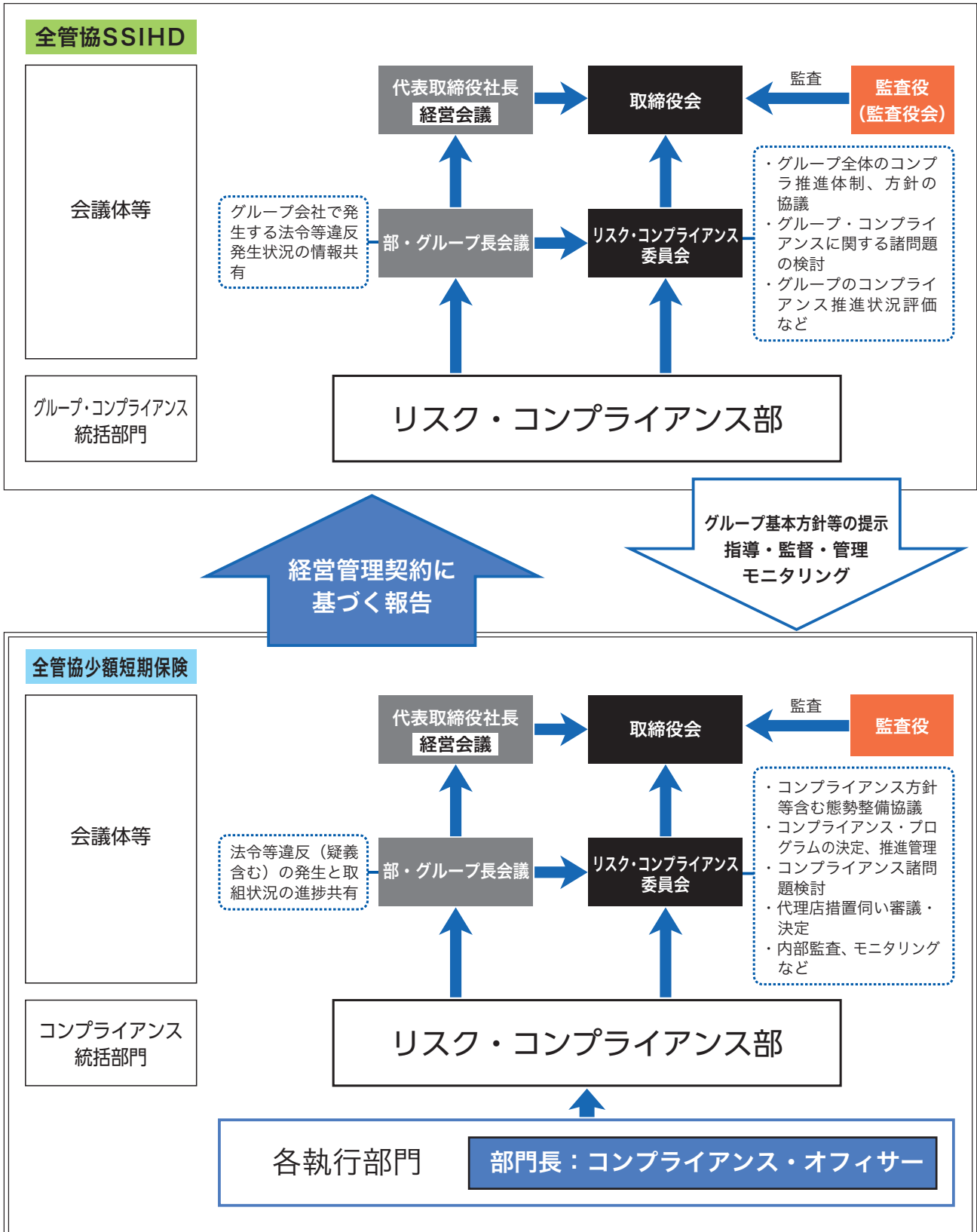
- (1) 保険引受リスク（保険金事故増加リスク、再保険リスクなどが含まれます）
経済情勢や保険事故の発生率等が保険設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。
- (2) 経営リスク（事業リスク、環境変化リスク、資金繰りリスク、預金機関破綻リスクなどが含まれます）
様々な影響により、グループの経営成績、財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクをいいます。
- (3) オペレーショナルリスク（事務リスク、システムリスク、法務リスク、労務リスク、危機管理リスク、情報セキュリティリスク・個人情報リスクなどが含まれます）
内部プロセス、人・システムが不適切あるいは機能しない又は外部要因により損失を被るリスクであり、全ての業務・商品・サービスに係る幅広いリスクをいいます。

3. 報告・事前協議体制

- (1) 事前協議（HD社⇔グループ事業会社）
グループ事業会社は、HD社へ報告し、「グループ・リスク管理統括部署」と事前協議をします。
（リスク管理の方針等、リスク管理上の重要な各種方針・規程などを制定・改定をする場合や、その他のリスク管理上の重要事項を決定する場合など）
- (2) 報告（グループ事業会社⇒HD社）
グループ事業会社は、認識しているリスクとリスク管理状況をHD社に定期報告をします。また、リスク管理上の重要な問題が発生した場合は、随時報告を行います。
- (3) 指導・助言（HD社⇒グループ事業会社）
HD社は、リスク管理上のグループ共通事項を「グループ・リスク管理基本方針」などに定めグループ事業会社に提示します。モニタリングやグループ事業会社からの報告などに基づき、必要に応じて個別に指導・助言を行います。

コンプライアンス (法令等遵守) 体制

■コンプライアンス体制図



コンプライアンス基本方針

当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題のひとつと位置付け、すべての役員・社員が、企業の社会的責任を常に認識し、コンプライアンスを実践する態勢を構築するため、本方針を定める。

1. 基本的な考え方

- (1) 当社は、経営理念の実現に向け、事業活動のあらゆる場面でコンプライアンスを徹底し、企業倫理を確立します。
- (2) コンプライアンスとは、「当社の事業活動に関連するすべての法令、主務官庁が定める監督指針・ガイドライン等および当社が定める社内規定（以下これらを「法令等」という。）を遵守し、社会の期待と要請に応えるため誠実かつ公平・公正な活動を実践すること」とします。

2. コンプライアンス態勢の構築

- (1) 体制の整備
 - ① コンプライアンスに関する重要事項が、経営陣に適切に報告される体制を整備します。
 - ② コンプライアンスに関する事項を一元的に管理し、コンプライアンス推進部門を設置するとともに、コンプライアンス態勢の確保のために必要な権限を付与します。
 - ③ 当社の役員・社員がコンプライアンス上問題となる行為を発見した場合の報告・相談体制を整備します。
- (2) 推進活動の実施
 - ① コンプライアンス実践の具体的手引書としてコンプライアンス・マニュアルを策定し、周知徹底します。
 - ② コンプライアンス・プログラムを具体的な実践計画として策定し、実施します。
 - ③ コンプライアンスを徹底するための研修や点検を行います。
 - ④ コンプライアンス上問題となる行為については、速やかに是正するとともに、原因を分析し再発を防止します。

3. コンプライアンスに係る役員・社員の行動基準

- (1) 誠実な行動
 - ① 法令等を遵守するとともに、法令等に違反する行為を発見したときは、勇気をもって指摘し、関係者と協力して是正します。
 - ② 自分のとるべき行動について迷ったときは、非倫理的でないか、家族や友人に胸を張って説明できるか、当社の信頼・ブランドを損なわないか、自身に問いかけ判断します。
 - ③ あらゆる場面で、あらゆる人に、誠実かつ公平・公正に接します。
- (2) 適正な事業活動を支える行動
 - ① 談合等の競争制限や取引上の地位を利用して不正な利益を得る等の不公正な取引は行いません。
 - ② 知的財産権を保護するとともに、他社の知的財産権を侵害しません。
 - ③ 業務上知り得たお客さま情報は厳正に管理し、定められた目的以外に利用しません。
 - ④ 反社会的勢力には毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求には応じません。
 - ⑤ お客さまの利益が不当に害されることがないように、利益相反取引を適切に管理します。
 - ⑥ グループ内取引や業務提携等を行うにあたっては、取引の適切性を確保します。
 - ⑦ 適時・適切な情報開示を行うことにより、経営の透明性を確保します。
 - ⑧ インサイダー取引（重要な未公開情報を利用した株式等の取引）は行いません。
 - ⑨ 資産や重要情報、営業秘密等は適切に管理します。
 - ⑩ 業務上の立場を利用して、私的な利得行為は行いません。
- (3) 人権の尊重および職場環境の確保に関する行動
 - ① 人権を尊重し、人種、国籍、性別、年齢、職業、地域、信条、障害の有無等による差別やハラスメント行為を行いません。
 - ② 安全で働きやすい職場環境を確保します。

個人情報に関する取扱いについて

当社は、業務上使用するお客さまの情報の管理を重要な経営課題のひとつとして位置づけ、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守するという基本方針のもとに、個人情報の適正な利用、安全管理の徹底に努めています。

また、お客さまの個人情報のお取り扱いについては、以下の通りプライバシーポリシーを定め、当社のホームページ上で公表しています。

<https://www.zkssi.co.jp/privacy-policy/>

プライバシーポリシー（個人情報保護宣言－個人情報保護の基本方針）

当社は、個人情報保護の重要性を深く認識し、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」）、その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインなどを遵守して、個人情報の適正な取扱いを実践いたします。また、安全管理に係る措置や以下の方針については、継続的に見直し、必要に応じて改善してまいります。

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、個人情報を取得いたします。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の目的および P.22-4. に掲げる目的（以下「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用いたしません。また、利用目的は、ホームページで公表するほか、申込書・パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- ① 適正な保険契約の審査、引受およびそれに関連する業務
- ② 適正な保険金のお支払いおよびそれに関連する業務
- ③ 当社が有する債権の回収
- ④ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- ⑤ 各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供
- ⑥ 当社が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施
- ⑦ 当社の他の商品・サービスの案内、提携先・委託先等の商品・サービスの案内
- ⑧ 統計資料の作成
- ⑨ 問い合わせ・依頼等への対応

3. 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供することはありません。

- ① 法令に基づく場合
- ② 当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む業務委託先に提供する場合
- ③ 当社のグループ会社（関連会社・団体を含む）との間で共同利用を行う場合（P.22-5. をご覧ください。）
- ④ 損害保険会社および少額短期保険業者等との間で共同利用を行う場合（P.23-6. をご覧ください。）
- ⑤ 個人情報保護法第23条第2項に基づく手続（いわゆるオプト・アウト）を行って第三者に提供する場合

4. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。当社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。

- ① 保険募集、損害調査に関わる業務
- ② 保険業務の事務処理、印刷・発送処理に関わる業務
- ③ 情報システムの開発・運用に関わる業務

5. グループ内での共同利用

(1) 当社は、持株会社がグループ会社の経営管理を行うため、持株会社との間で個人データを共同利用することがあります。詳細につきましては、持株会社のホームページ (<https://www.zkssi-hd.co.jp/>) の「全管協SSIグループお客さま情報の共同利用に関する基本方針」をご覧ください。ただし、個人番号および特定個人情報を除きます。(P.24-10.をご覧ください。)

○ 共同利用する個人データの項目は以下のとおりです。

- ・ 株主情報（氏名、住所、株式数等）
- ・ 当社が保有するお客さま情報（氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、お客さまのお取引に関する情報）

(2) 当社は、全管協SSIグループ（関連会社・団体を含む）が取扱う商品・サービスをご案内またはご提供するために、グループ会社（関連会社・団体を含む）間で個人データを共同利用することがあります。グループ会社（関連会社・団体を含む）は持株会社のホームページ (<https://www.zkssi-hd.co.jp/>) の「全管協SSIグループお客さま情報の共同利用に関する基本方針」に掲載の「共同利用するグループ会社（関連会社・団体を含む）の範囲」をご覧ください。なお、共同利用の管理責任者は、持株会社とします。

○ 共同利用する個人データの項目は以下のとおりです。

- ・ 当社およびグループ会社（関連会社・団体を含む）が保有するお客さま情報（氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、お客さまのお取引に関する情報）

(3) 当社は、代理店の委託・管理・教育のために、代理店の店主・募集人等に関する個人データをグループ会社間で共同して利用することがあります。グループ会社は持株会社のホームページ (<https://www.zkssi-hd.co.jp/>) の「全管協SSIグループお客さま情報の共同利用に関する基本方針」に掲載の「共同利用するグループ会社（関連会社・団体を含む）の範囲」をご覧ください。なお、共同利用の管理責任者は、当該個人データを原取得した各少額短期保険業者とします。

○ 共同利用する個人データの項目は以下のとおりです。

- ・ 当社およびグループ会社が保有する代理店の店主・募集人に関する情報（氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、募集人資格情報など）、代理店委託、行政当局への届出に関する事項等

6. 情報交換制度等

(1) 保険業界の情報交換について

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社および少額短期保険業者との間で、個人データを共同利用します。

(2) 代理店等情報確認業務について

当社は、少額短期保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、他の損害保険会社および少額短期保険業者との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用することがあります。また、少額短期保険代理店の委託等のために、少額短期保険募集人試験等の合格者情報に係る個人データを共同利用しています。

7. センシティブ情報のお取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、政治的見解、信教（宗教、思想および信条をいう。）、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活ならびに犯罪歴に関する個人情報（以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- ① 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ② 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ③ 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ④ 法令等に基づく場合
- ⑤ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ⑥ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ⑦ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

8. 個人情報の安全管理

当社は、取り扱う個人データの漏えい・滅失・き損の防止、その他個人情報の安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、必要なセキュリティ対策を講じます。また、当社が、外部に個人情報の取扱を委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

9. 開示、訂正等のご請求

(1) ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容・事故に関するご照会については、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえでお答えいたします。また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに変更させていただきます。

(2) 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等に関するご請求については、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として書面で回答いたします。また、通知または開示請求については、回答にあたり、当社所定の手料をいただきます。当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

10. 個人番号および特定個人情報の取扱いについて

全管協SSIグループは、番号法にて定められている個人番号および特定個人情報について、同法で限定的に明記された目的以外のために取得および利用しません。番号法で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また P.22-5. の共同利用も行いません。

11. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。当社における個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会、開示、訂正等、利用停止等のご請求、安全管理措置に関するご質問は、お問い合わせ窓口までご連絡ください。

【お問い合わせ窓口】

全管協少額短期保険株式会社 お客様相談窓口

所在地：〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目6番1号 朝日生命大手町ビル

電話番号：0120-329-431

受付時間：9:00～18:00(土・日・祝日、年末年始の休業日を除きます)

情報開示基本方針（ディスクロージャー・ポリシー）

当社は、お客さま、株主、取引先をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆さまに、当社の重要情報を正確・迅速・公平に伝えることを目的として、本方針を定め情報開示に努めます。

1. 基本的な姿勢

当社の情報開示につきましては、お客さま、株主、取引先などの皆さまが、当社の実態を認識・判断できるように公平かつ適時・適切に情報開示を行います。

2. 情報開示の基準

当社は、保険業法、金融商品取引法、会社法などの関係する法令（以下「法令等」といいます。）を遵守し、規則等の定めに従い、情報開示を行います。

また、法令等に定めのない情報発信につきましても、ステークホルダーの皆さまが当社の企業価値のご判断にお役に立つべく情報開示に積極的に努めます。

3. 情報開示の方法

当社からの情報開示は、ディスクロージャー誌、インターネットホームページ、各種印刷物等、適切と判断できる方法を通じてお客さま、株主、取引先などの皆さまに情報が伝達されるよう配慮を行ってまいります。

暴力団等反社会的勢力の対応基本方針

当社は、全管協SSIホールディングスグループが定める「全管協SSIグループ暴力団等反社会的勢力の対応基本方針」を当社における対応方針として掲げ、公共の信頼維持・適切で健全な業務遂行のために、反社会的勢力に対して厳正に対応してまいります。

全管協SSIホールディングスグループは、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務を遂行するため、本方針を定め、適切な対応をいたします。

1. 組織による対応

反社会的勢力への対応については、担当者や担当部署だけに任せずに、経営陣以下組織として会社一丸となって対応し、役職員等の安全を最優先に確保します。

2. 反社会的勢力との関係遮断

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒絶することに努め、反社会的勢力との関係を遮断します。

3. 不正な取引や資金提供等の禁止

反社会的勢力から不当な要求が発生した場合は、資金提供や不正な裏取引・異例な取引は絶対に行いません。また、いかなる理由があっても、反社会的勢力であることが判明した場合は、資金提供や事実を隠蔽するための取引は行いません。

4. 外部専門機関との連携

反社会的勢力を排除するために、警察、弁護士、暴力追放運動推進センター等の外部機関と日常よりパイプを強化し、対応マニュアル等の体制整備に努めます。

5. 不当要求時の法的対応

反社会的勢力による不当要求がなされた場合等には、積極的に外部専門機関に相談し、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化を躊躇しません。

犯罪収益移転防止法に係る取り組みについて

当社は、以下の「全管協SSIホールディングスグループ方針」に従い、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止のために必要な取扱手順と体制の整備を行っております。

【全管協SSIホールディングスグループ方針】

全管協SSIホールディングスグループ（以下「当社グループ」）傘下の少額短期保険会社を取り扱う保険商品は、保険料が少額（平均単価1万8000円弱）かつ短期（2年以内）であるため、代理店による募集行為や契約引受によって、マネー・ローンダリングまたはテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与」）に利用される可能性は極めて少ないと想定される。

更に、当社グループ会社の保険契約は、犯罪収益移転防止法施行令7条/同施行規則4条および犯罪収益移転危険度調査書（2018年12月/国家公安委員会）により、簡素な顧客管理を行うことが許容される「危険度の低い取引」と認められている。

しかしながら、保険金支払いでは高額となるケースもあり、当社グループ会社の募集行為や契約引受がマネロン・テロ資金供与に利用される可能性が全く無いとは断定できない。また、少額短期保険会社は犯罪収益移転防止法の特定事業者該当しており、マネロン・テロ資金供与に利用される疑いを発見した場合は金融庁へ届出することが義務付けられている。

以上勘案の上、当社グループ会社はマネロン・テロ資金供与を防止するための対策として、「疑わしい取引」を金融庁に速やかに届出することを方針として対応を行う。

勧誘方針

当社は、お客さまの信頼を確保し、安心をご提供することを最優先とし、あらゆる局面で関連する法令や規範を遵守してまいります。また、お客さまの満足度の向上に向けたサービスの充実に積極的に取り組んでまいります。

1. 商品の販売にあたっては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法その他の関係法令等を遵守し、適正な販売に努めてまいります。
2. お客さまの商品に関する知識、ご購入目的、財産の状況等に留意し、商品内容やリスク内容などについて十分ご理解いただけるように、適切なお説明を心がけるとともに、お客さまのご意向と実情に合った商品のご案内に努めてまいります。
3. 商品の販売にあたっては、お客さまにとってご迷惑とならない時間帯・場所・方法により、適切に行うよう努めてまいります。
4. お客さまに対する勧誘の適正を確保するため、社内体制の整備や販売にあたる者の研修を充実させ、わかりやすい説明に努めてまいります。
5. 万が一事故が発生した場合におきましては、迅速かつ的確に保険金のお支払いに対応するように努めてまいります。
6. お客さまのご意見等を商品の開発・販売に反映していくように努めてまいります。

CSR(企業の社会的責任)の取り組み

1. 当社は、すべてのステークホルダーへの企業の説明責任を果たすため、情報開示基本方針に則り、適切な情報開示に努めております。
2. 当社は、環境保全活動としてCO₂排出量の削減のための保険証券等のペーパーレス化を推進しております。
3. 当社は、震災孤児支援のための募金活動に賛同し、一般社団法人日本少額短期保険協会を通して、公益財団法人みちのく未来基金へ毎年継続的に寄付を行うことで社会貢献活動を推進しております。

保険募集制度

当社は、賃貸不動産入居者のお客さまを対象とする少額短期保険商品を販売しておりますが、これらの商品は、当社と代理店委託契約を締結した不動産管理・仲介業者によって取り扱われています。当社では、これら保険商品の販売に係わる代理店による、法令等に基づいた適正な保険募集活動を確保するため、代理店指導・研修体制を確立しております。

1. 代理店登録および届出

当社と委託契約を交わした代理店が保険募集を行うためには、保険業法第276条に基づき内閣総理大臣への登録が必要であり、当社は代理店委託契約締結後、速やかに登録の手続きを行っています。また実際にお客さまへ保険商品の販売（募集）を行うことができる保険募集人は、少額短期保険業の共通試験である「少額短期保険募集人試験」に合格し、内閣総理大臣への届出が済んでいることが必要条件となります。当社は、新設はもとより既設の代理店に対しても定期的に募集人の状況を確認し、適宜届出を行っております。

2. 代理店の業務

代理店は、当社に代わってお客さまに適切な保険商品をお勧めし、保険業法第294条の2に基づき、お客さまのご意向を把握・確認した上で保険契約を締結し、保険料を受領しております。保険商品をご案内する際には、商品パンフレット等で補償内容をご説明し、さらに「重要事項説明書」に基づいて「契約概要」と「注意喚起情報」をご説明して保険業法第294条に基づき適切な情報提供を実施しております。

3. 代理店教育・指導と代理店体制整備に向けての援助

お客さまとの保険契約においては、法令等で定められた保険募集のルールがしっかりと守られなければなりません。そのため、当社では代理店の法令等遵守の徹底を目的として、保険募集人を対象に集合研修およびeラーニングによる研修を行っています。また、代理店は、保険業法第294条の3に基づき、保険募集の業務運営に関して自ら体制を整備する義務を負っております。当社は、代理店の業務改善PDCA活動を援助して、法令等に適合した適切な募集が行われるよう努めております。

4. 代理店点検・監査の実施

当社は、代理店の保険募集業務が適正に行われているかを確認するため、当社保険業務アドバイザーによる代理店コンプライアンス指導および代理店監査を実施しています。これにより代理店の法令等遵守状況や業務遂行状況の実態を把握し、業務適正化の指導を行っています。

保険金支払管理に係る基本方針

少額短期保険業者として基本的かつ最も重要な機能である保険金の支払いについて、当社は、常に「お客さま第一」の視点に立ち、適時・適切な保険金の迅速な支払いを行うことにより、保険契約者等の保護を図ることを基本方針とする。

1. 保険金支払管理の基本的な考え方

(1) 保険金支払管理の基本的姿勢

- ① 事故の受付から保険金の支払いに至る諸対応については、契約者・被保険者および被害者の視点に立った適時・適切な保険金の迅速な支払いが図られるよう努める。特に、支払漏れの防止ならびに万一不払いが発生した時の調査、判断、契約者・被保険者および被害者への説明については十分な対応を行う。
- ② 事故発生、保険金請求、保険金支払の各プロセスにおいて、各種保険金についてお客さまの視点に立ったわかりやすく、漏れのない案内や説明を迅速かつ適切に行う。
- ③ お客さまの同意を得たうえで必要な情報をご提供いただき、事故や損害発生状況等について早期かつ正確に把握する。
- ④ 不当・不正な保険金請求事案に対しては、保険会社の公共性を踏まえ、保険制度の健全な運営や社会正義の実現の観点から厳正な対応を行う必要があることに十分留意しつつ、適正な対応を行う。
- ⑤ お客さまの声、不祥事故、内部監査等で把握された問題点を踏まえて、保険金支払業務の見直し・改善に努める。

(2) 法令等の遵守

- ① 保険金支払業務にあたっては、関連する法令、規則、通達、ガイドライン等を遵守し、社内の関係諸手続規程に従い、関連各部門が連携のうえ、適切に対応する。
- ② 保険金支払業務にあたっては、顧客等の個人情報について適切な取扱いを確保する。
特に、保険金支払いにおいては、お客さまに関する多数のセンシティブ情報を取り扱うことを踏まえ、個人情報保護基本規程を遵守し厳格な取扱いを確保する。

2. 保険金支払管理態勢の整備

- (1) 保険金支払業務を全般的に管理・監督するために、「損害サービス部」を設置する。
- (2) 損害サービス部は、お客さまに対し適時・適切な保険金の迅速な支払いを行うことができるよう、保険金支払部門の体制を整備する。人員の配置にあたっては、保険金支払業務に関し、十分な知識および経験を有する人材の適切な配置に努める。
- (3) 損害サービス部は、お客さまに対し適時・適切な保険金の迅速な支払いを行うことができるよう、保険金支払に関するシステムを構築し、継続的に改善することで保険金支払態勢を整備する。
- (4) 損害サービス部は、保険金支払業務の適切な運営のため、規程・マニュアル等を策定するとともに、それに基づき適時・適切な保険金の迅速な支払いが行われる態勢を整備する。
- (5) 損害サービス部は、保険金支払業務の適切な運営のため、保険金支払実務に係る担当者のレベルに応じた教育・研修体系を整備し、実施する。
- (6) 損害サービス部は、適時・適切な保険金の迅速な支払いを図るため、商品、募集、コンプライアンス、システム等に係わる関連部門並びに外部委託先と相互に密接に連携しつつ業務を遂行する。
- (7) 損害サービス部は、保険金支払済や不払事案の適切性について、事後的なチェック体制を整備し、検証を実施する。

3. 保険金支払管理情報の経営への反映

- (1) 保険金支払管理情報の報告
損害サービス部は、保険金支払業務に関して、定期的に取り締役会等へ報告する。
特に経営に重大な影響を与える事項または保険契約者等の利益を著しく損ねる事項については、速やかに取締役会等へ報告する。
- (2) 保険金支払管理情報の分析・活用
損害サービス部は、保険金支払業務遂行の過程で把握した問題点・情報の分析等を通じて策定した業務改善策を適宜、取締役会等へ付議し、適切に経営へ反映する。

保険金支払いと損害サービス

当社は、保険金の支払いは保険事業の本来の目的そのものであり、少額短期保険業者として最も重要な業務であることを認識し、常に公正かつ迅速・的確な保険金の支払いが行われるよう基本方針を守り、以下の態勢で業務を遂行してまいります。

1. 損害サービスの基本

- ① 迅速かつ的確な損害調査を行い、公平で公正な保険金支払業務を遂行すること
- ② 保険契約者および代理店に対して、事故処理経過の適切な報告を行うこと
- ③ 常に親切かつ適切なサービス対応を心がけ、保険契約者および代理店から高い信頼を獲得すること

2. 適正な保険金支払いのための体制

- ① 保険契約募集時においては、重要事項の説明ならびに契約者の意向把握・確認を確実にを行い、補償内容や保険金額について契約者の十分な理解を得たうえで、適切な保険契約手続きを行います。
- ② 保険金の支払いに関しては、適正な支払い実施はもとより、不払い、未払い、誤払いの防止にも重点をおいて策定した保険金支払業務手順に従って行っています。
- ③ 保険金支払対象外事案に関する苦情案件および保険金請求に関する苦情案件について、その請求内容および当社判断の妥当性を再検討するため、「リスク・コンプライアンス委員会（ワーキング・グループを含む）」により、該当案件の精査を行ってまいります。
- ④ 保険金支払状況は取締役会に報告し、適切な損害サービス業務の遂行を確認しています。

3. 損害調査要員の研修

損害サービス部門の従業員に対し、損害サービス業務に関する実務研修および個人情報の保護などに関する法令等遵守研修を実施しています。

4. 業務運営

当社は損害サービス業務において、事故受付業務ならびに損害調査業務を外部に委託しています。当社は委託先に対する監督と研修を含む指導を行い、公正かつ迅速な保険金支払態勢を確保し、保険契約者・被保険者の保護に欠けることのないよう委託業務を管理しています。

また、委託先においても当社同様に社内研修を行うことで、業務のクオリティ向上を目指しています。

お客様対応窓口

当社は、お客様の利便を図り、「お客様から信頼され選ばれる少額短期保険業者」となるために、「お客様の声」を貴重な「経営資産」として今後のお客様サービス向上、業務改善に活かしてまいります。

「お客様の声」を直接承ります「お客様相談窓口」をはじめとして、以下のような対応窓口を設置しております。

1. 保険金請求受付センター

お客様からの事故のご報告を受付けております。受けました報告内容は「事故センター」に連携され、「事故センター」査定担当者が、解決に向け対応いたします。

保険金請求受付センター TEL：0120-551-224
受付時間 24時間・年中無休

2. 解約受付センター

ご退去により保険契約を解約する際のご連絡を承ります。

解約受付センター TEL：0120-208-001
受付時間 9：00～18：00（日・祝日、年末年始の休業日を除きます）

3. 更新お問い合わせセンター

契約の更新に関するお問い合わせにつきまして承ります。

更新お問い合わせセンター TEL：0120-777-217
受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始の休業日を除きます）

4. お客様相談窓口

当社の商品・サービス等に関するご質問、ご意見、苦情等のお申し出につきまして承ります。

お客様相談窓口 TEL：0120-329-431
受付時間 9：00～18：00（土・日・祝日、年末年始の休業日を除きます）

5. 中立・公正な立場の機関

「一般社団法人 日本少額短期保険協会」の「少額短期ほけん相談室」では、保険業法に基づく指定少額短期保険業務紛争解決機関として、公正かつ中立的な立場で、少額短期保険業者の業務に関連する苦情や紛争に対応しています。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」
TEL：0120-82-1144 FAX：03-3297-0755
<http://www.shougakutanki.jp/general/consumer/consult.html>
受付時間 9：00～12：00 13：00～17：00
（土・日・祝日、年末年始の休業日を除きます）

<業績データ>

平成30年度における事業の概況 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

[事業環境]

当事業年度におけるわが国の経済は、所得から支出への前向きな循環メカニズムが働くもとで緩やかに拡大し、個人消費は雇用・所得環境の着実な改善を背景に緩やかに増加しています。

一方、地震・台風・集中豪雨等が頻発して甚大な被害をもたらす等、自然災害のリスクが高まり、日本の保険市場は厳しい事業環境下にあります。

このような中、今期の当社事業は、「お客さまニーズに適合した商品の提供」を、お客さまにもっとも近い現場目線で推進するとともに、お客さまの利便性向上、代理店の皆さまの業務の効率化、適正かつ迅速な保険金支払いに積極的に取り組んでまいりました。

その結果、当社業績につきましては、取扱契約件数が830,418件（対前年4.2%増）、代理店登録も1,646社（対前年47社増）と前期に比べ販売基盤も一層拡大いたしました。

また、平成30年12月、社名も新たに「全管協少額短期保険株式会社」に変更いたしました。

[事業損益]

事業損益につきましては、経常収益は9,795百万円（対前期△2,304百万円、19.0%減）、経常費用として9,559百万円（対前期△2,156百万円、18.4%減）を要しました。この結果、経常利益は236百万円（対前期△147百万円、38.4%減）となり、特別利益、特別損失、法人税及び住民税等を加減した当期純利益は169百万円（対前期△105百万円、38.3%減）となりました。

収入保険料は4,856百万円（対前期△1,346百万円、21.7%減）、支払保険金は1,359百万円（対前期303百万円、28.8%増）であり、出再控除後の正味収入保険料は310百万円（対前期151百万円、95.0%増）となっております。

平成29年12月に発売した「入居者総合安心保険プラスⅢ（ペットネーム：安心保険プラスⅢスーパー）」への切り替えが一巡し、共同保険引受の3社化による減収に加え、自然災害（西日本豪雨災害、台風21号・24号）による保険金支払（384百万円）の影響もあり、経常利益については減益となりました。

なお、元受損害率は25.3%（対前期7.3ポイント増）であり、自然災害による影響（6.9%）を除く元受損害率は18.4%（対前年0.4ポイント増）と前期並みの水準となっております。

[会社に対処すべき課題]

当社は、コンプライアンス重視の企業風土の醸成を経営の最重要課題の一つに掲げ、募集現場における適正な保険募集態勢を確立すべく代理店の指導・育成に努めるとともに、内部管理部門の充実による経営管理体制の強化を図って参りました。

また、平成29年12月に公表した「お客さま第一の業務運営方針」に則った業務運営を行うとともに、経営基本方針である「全国賃貸管理ビジネス協会（全管協）と連携し、保険業務を通じてお客さまの安全で安心な生活に役立つサービスを提供してまいります。」を遵守し、お客さまから信頼され必要とされる少額短期保険業者を目指して、親会社である株式会社全管協 S S I ホールディングスの経営管理の下、全社を挙げて以下の課題に取り組んで参ります。

< 1 > 経営管理態勢の強化

組織体制、総合的リスク管理態勢の整備・強化及びリスク・コンプライアンス委員会をはじめとした各種会議体の運営など、ガバナンス機能の発揮により業務の適正化と効率化を推進する。

< 2 > 保険募集管理態勢の整備・確立

保険募集に関する各種規程やマニュアルの整備、コンプライアンス指導を含めた代理店に対する業務指導の強化と代理店監査や代理店体制整備推進取組みの実施により代理店業務品質の向上を図る。

主要な業務の状況

1. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：千円)

項目	年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		(平成 28 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで)	(平成 29 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで)	(平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで)
正味収入保険料 * 1		426,244	159,329	310,731
経常収益		12,371,456	12,099,714	9,795,571
保険引受利益 * 1		311,081	383,759	236,268
経常利益		311,089	383,767	236,276
当期純利益		296,347	274,601	169,301
正味損害率 * 1		16.7%	21.4%	34.5%
正味事業費率 * 1		△3.0%	△128.2%	9.3%
利息及び配当金収入		-	-	-
資本金 (発行済株式総数)		220,000 (20,000 株)	220,000 (20,000 株)	220,000 (20,000 株)
純資産額		1,722,040	1,728,641	1,507,943
保険業法上の純資産額 * 2		1,826,785	1,837,564	1,624,882
総資産額		6,359,244	5,914,079	5,702,915
責任準備金残高		583,276	533,449	466,362
有価証券残高		-	-	-
保険金等の支払能力の充実の状況 を示す比率 (ソルベンシー・マー ジン比率)		2,438.2%	2,489.9%	2,554.5%
配当性向		90.4%	142.0%	149.4%
従業員数		64人	64人	58人

※ * 1 の各項目の算出方法につきましては、2. 直近の 2 事業年度における業務の状況 (P36) および 3. 保険契約に関する指標 (P38) をご参照ください。

※ 保険業法上の純資産額 (* 2) とは、保険業法施行規則第 211 条の 8 第 1 項の規定に基づき、貸借対照表の純資産の部の金額に異常危険準備金および価格変動準備金の額を加えたものです。

2. 直近の2事業年度における業務の状況

① 正味収入保険料

(単位：千円)

項目	年度	平成 29 年度		平成 30 年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		159,329	100.0%	310,731	100.0%
その他		-	-	-	-
合計		159,329	100.0%	310,731	100.0%

※ 正味収入保険料とは、元受契約の元受正味保険料から出再契約の支払再保険料を控除したものをいいます。

② 元受正味保険料

(単位：千円)

項目	年度	平成 29 年度		平成 30 年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		5,730,243	100.0%	4,448,432	100.0%
その他		-	-	-	-
合計		5,730,243	100.0%	4,448,432	100.0%

※ 元受正味保険料とは、保険料から解約返戻金およびその他返戻金を控除したものをいいます。

③ 支払再保険料

(単位：千円)

項目	年度	平成 29 年度		平成 30 年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		5,570,914	100.0%	4,137,701	100.0%
その他		-	-	-	-
合計		5,570,914	100.0%	4,137,701	100.0%

※ 支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金およびその他再保険収入を控除したものをいいます。

④ 保険引受利益

(単位：千円)

項目	年度	平成 29 年度		平成 30 年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		383,759	100.0%	236,268	100.0%
その他		-	-	-	-
合計		383,759	100.0%	236,268	100.0%

※ 保険引受利益とは、経常利益から保険引受以外に係る利益を控除したものをいいます。

⑤ 正味支払保険金

(単位：千円)

項目	年度	平成 29 年度		平成 30 年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		34,121	100.0%	107,076	100.0%
その他		-	-	-	-
合計		34,121	100.0%	107,076	100.0%

※ 正味支払保険金とは、元受契約の元受正味保険金から出再契約の回収再保険金を控除したものをいいます。

⑥ 元受正味保険金

(単位：千円)

項目	年度	平成 29 年度		平成 30 年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		1,055,898	100.0%	1,359,857	100.0%
その他		-	-	-	-
合計		1,055,898	100.0%	1,359,857	100.0%

※ 元受正味保険金とは、支払保険金から保険金戻入を控除したものをいいます。

⑦ 回収再保険金

(単位：千円)

項目	年度	平成 29 年度		平成 30 年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		1,021,777	100.0%	1,252,780	100.0%
その他		-	-	-	-
合計		1,021,777	100.0%	1,252,780	100.0%

※ 回収再保険金とは、再保険金から再保険金割戻を控除したものをいいます。

3. 保険契約に関する指標

① 契約者配当金の額

該当ありません。

② 正味損害率、正味事業費率および正味合算率

項目	平成 29 年度			平成 30 年度		
	正味損害率	正味事業費率	正味合算率	正味損害率	正味事業費率	正味合算率
火災	21.4%	△128.2%	△106.8%	34.5%	9.3%	43.7%
その他	-	-	-	-	-	-
合計	21.4%	△128.2%	△106.8%	34.5%	9.3%	43.7%

※ 正味損害率 = 正味支払保険金 ÷ 正味収入保険料

※ 正味事業費 = 事業費 - 再保険手数料

※ 正味事業費率 = 正味事業費 ÷ 正味収入保険料

※ 正味合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

③ 出再控除前の発生損害率、事業費率および合算率

項目	平成 29 年度			平成 30 年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	18.2%	68.3%	86.5%	25.7%	58.9%	84.6%
その他	-	-	-	-	-	-
合計	18.2%	68.3%	86.5%	25.7%	58.9%	84.6%

※ 発生損害率 = 当期発生保険金等 ÷ 当期既経過保険料

※ 事業費率 = 事業費 ÷ 当期既経過保険料

※ 合算率 = 発生損害率 + 事業費率

※ 当期発生保険金等 = 元受正味保険金 + 出再控除前の保険金に係る支払備金積増額

※ 当期既経過保険料 = 元受正味保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額 - 出再控除前の解約返戻金に係る支払備金積増額

④ 出再を行った再保険会社の数と出再保険料の上位 5 社の割合

平成 29 年度		平成 30 年度	
出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位 5 社の出再保険料の割合	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位 5 社の出再保険料の割合
2 社	100.0%	2 社	100.0%

⑤ 支払再保険料の格付ごとの割合

平成 29 年度		平成 30 年度	
格付区分	出再保険料における割合	格付区分	出再保険料における割合
A - 以上	100.0%	A - 以上	100.0%
BBB 以上	-	BBB 以上	-
その他	-	その他	-
合計	100.0%	合計	100.0%

※格付区分は、各年度3月末時点のスタンダード・アンド・プアーズ社（S&P社）の格付に基づいています。

⑥ 未収再保険金の額

(単位：千円)

項目	年度	平成 29 年度		平成 30 年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		264,325	100.0%	238,491	100.0%
その他		-	-	-	-
合計		264,325	100.0%	238,491	100.0%

4. 経理に関する指標等

① 支払備金

(単位：千円)

項目	年度	平成 29 年度		平成 30 年度	
		火災		46,045	53,436
その他		-	-		
合計		46,045	53,436		

② 責任準備金

(単位：千円)

項目	年度	平成 29 年度		平成 30 年度	
		火災		533,449	466,362
その他		-	-		
合計		533,449	466,362		

③ 利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高

(単位：千円)

項目	年度	平成 29 年度		平成 30 年度	
		利益準備金		90,000	90,000
任意積立金		-	-		
合計		90,000	90,000		

④ 損害率の上昇に対する経常利益の変動

(単位：千円)

損害率の上昇シナリオ	元受発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。			
計算方法	正味既経過保険料 × 1%			
経常利益の減少額	平成 29 年度	1,824	平成 30 年度	3,858

5. 資産運用に関する指標等

① 資産運用の概況

(単位：千円)

項目	平成 29 年度		平成 30 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金	2,496,681	42.2%	2,150,700	37.7%
金銭信託	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-
運用資産計	2,496,503	42.2%	2,150,409	37.7%
総資産	5,914,079	100.0%	5,702,915	100.0%

※ 運用資産計とは、預貯金、金銭の信託、有価証券の合計額です。

② 利息配当収入の額及び運用利回り

(単位：千円)

項目	平成 29 年度		平成 30 年度	
	金額	利回り	金額	利回り
現預金	-	-	-	-
金銭信託	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-
小計	-	-	-	-
その他	8	0.0%	8	0.0%
合計	8	0.0%	8	0.0%

③ 保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

該当ありません。

④ 保有有価証券利回り

該当ありません。

⑤ 有価証券の種類別の残存期間別残高

該当ありません。

6. 責任準備金の残高の内訳

(単位：千円)

項目	平成 30 年度			
	普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金等	合計
火災	349,422	116,939	-	466,362
その他	-	-	-	-
合計	349,422	116,939	-	466,362

7. ソルベンシー・マージン比率

(単位：千円)

	平成 29 年度末	平成 30 年度末
(1) ソルベンシー・マージン総額	1,797,055	1,688,820
① 純資産の部合計額 (社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く。)	1,338,641	1,254,943
② 価格変動準備金	-	-
③ 異常危険準備金	108,923	116,939
④ 一般貸倒引当金	18	15
⑤ その他有価証券の評価差額(税効果控除前)(99%又は100%)	-	-
⑥ 土地含み損益(85%又は100%)	-	-
⑦ 契約者配当準備金の一部(除、翌期配当所要額)	-	-
⑧ 将来利益	-	-
⑨ 税効果相当額	349,471	316,922
⑩ 負債性資本調達手段等	-	-
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(⑩(a))	-	-
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(⑩(b))	-	-
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R1^2+R2^2]}+R3+R4$	144,344	132,222
保険リスク相当額	57,894	73,401
R1 一般保険リスク相当額	20,296	41,412
R4 巨大災害リスク相当額	37,597	31,988
R2 資産運用リスク相当額	101,549	87,728
価格変動等リスク相当額	-	-
信用リスク相当額	-	-
子会社等リスク相当額	-	-
再保険リスク相当額	89,708	75,919
再保険回収リスク相当額	11,841	11,808
R3 経営管理リスク相当額	3,188	3,222
(3) ソルベンシー・マージン比率 $(1)/\{(\frac{1}{2})\times(2)\}$	2,489.9%	2,554.5%

※ 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第211条の59および第211条の60ならびに平成18年金融庁告示第14号の規定に基づいて算出しています。

[ソルベンシー・マージン比率とは]

- ・少額短期保険業者は、保険事故発生の際の保険金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、少額短期保険業者が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（前ページの(2))に対する「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわちソルベンシー・マージン総額：前ページの(1))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（前ページの(3))です。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ①保険引受上の危険（一般保険リスク）：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く。）
 - ②資産運用上の危険（資産運用リスク）：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ③経営管理上の危険（経営管理リスク）：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①、②および④以外のもの
 - ④巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）：通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険
- ・「少額短期保険業者が有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、少額短期保険業者の純資産、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額です。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が少額短期保険業者を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

8. 時価情報等

- ① 有価証券
該当ありません。
- ② 金銭の信託
該当ありません。

経理の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科目	年度	平成 29 年度末	平成 30 年度末	比較増減	科目	年度	平成 29 年度末	平成 30 年度末	比較増減
現金及び預貯金		2,496,681	2,150,700	△345,981	保険契約準備金		579,495	519,799	△59,696
現金		177	290	113	支払備金		46,045	53,436	7,390
預貯金		2,496,503	2,150,409	△346,094	責任準備金		533,449	466,362	△67,086
金銭の信託		-	-	-	普通責任準備金		424,526	349,422	△75,103
有価証券		-	-	-	異常危険準備金		108,923	116,939	8,016
国債		-	-	-	契約者配当準備金		-	-	-
地方債		-	-	-	代理店借		717,610	774,626	57,015
政府保証債		-	-	-	共同保険借		574,602	527,696	△46,905
その他の証券		-	-	-	再保険借		1,147,482	1,182,762	35,279
有形固定資産		18,380	13,914	△4,465	短期社債		-	-	-
土地		-	-	-	社債		-	-	-
建物		15,290	12,063	△3,227	新株予約権付社債		-	-	-
建設仮勘定		-	-	-	その他負債		1,064,086	1,096,898	32,812
その他の有形固定資産		3,089	1,851	△1,238	代理業務借		-	-	-
無形固定資産		149,332	166,703	17,370	借入金		-	-	-
ソフトウェア		136,692	156,871	20,178	未払法人税等		38,728	16,550	△22,177
ソフトウェア仮勘定		12,636	9,828	△2,808	未払金		492,691	549,480	56,788
のれん		-	-	-	未払費用		74,462	84,995	10,532
その他の無形固定資産		4	4	-	前受収益		357,396	371,450	14,053
代理店貸		145,020	121,966	△23,054	預り金		100,807	74,422	△26,385
再保険貸		1,184,167	1,180,865	△3,301	資産除去債務		-	-	-
その他資産		1,839,383	1,989,047	149,663	仮受金		-	-	-
未収金		1,598,860	1,734,934	136,073	その他の負債		-	-	-
代理業務貸		-	-	-	退職給付引当金		56,140	50,126	△6,013
未収保険料		-	-	-	役員退職慰労引当金		43,890	41,745	△2,145
前払費用		204,750	214,480	9,729	賞与引当金		2,131	1,318	△813
未収収益		-	-	-	価格変動準備金		-	-	-
仮払金		-	136	136	繰延税金負債		-	-	-
保険業法第113条繰延資産		-	-	-	再評価に係る繰延税金負債		-	-	-
その他の資産		35,772	39,496	3,723	負債の部合計		4,185,437	4,194,972	9,534
前払年金費用		-	-	-	資本金		220,000	220,000	-
繰延税金資産		46,164	44,763	△1,401	新株式申込証拠金		-	-	-
再評価に係る繰延税金資産		-	-	-	資本剰余金		130,000	130,000	-
供託金		35,000	35,000	-	資本準備金		130,000	130,000	-
貸倒引当金		△51	△45	6	その他資本剰余金		-	-	-
					利益剰余金		1,378,641	1,157,943	△220,698
					利益準備金		90,000	90,000	-
					その他利益剰余金		1,288,641	1,067,943	△220,698
					退職金関係積立金		-	-	-
					不動産圧縮積立金		-	-	-
					社会厚生事業増進積立金		-	-	-
					その他の積立金		-	-	-
					繰越利益剰余金		1,288,641	1,067,943	△220,698
					自己株式(△)		-	-	-
					自己株式申込証拠金		-	-	-
					株主資本合計		1,728,641	1,507,943	△220,698
					その他有価証券評価差額金		-	-	-
					繰延ヘッジ損益		-	-	-
					土地再評価差額金		-	-	-
					評価・換算差額等合計		-	-	-
					新株予約権		-	-	-
資産の部合計		5,914,079	5,702,915	△211,163	純資産の部合計		1,728,641	1,507,943	△220,698
					負債・純資産の部合計		5,914,079	5,702,915	△211,163

平成30年度 貸借対照表関係注記事項

1. 有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
2. 無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
3. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しております。
4. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
5. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
6. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。
7. 価格変動準備金は、国債等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上することとしておりますが、当事業年度は対象資産がないため計上しておりません。
8. 消費税等の会計処理は、税込方式によっております。
9. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、契約金額が3,000千円未満のため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
10. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額は、次のとおりであります。
有形固定資産の減価償却累計額 11,011千円であります。
有形固定資産の圧縮記帳額はありません。
11. 関係会社に対する金銭債権及び債務は、次のとおりであります。

短期金銭債権総額	6,692千円
短期金銭債務総額	206,424千円
12. 支払備金の内訳は、次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前）	596,722千円
同上にかかる出再支払備金	543,285千円
差 引	53,436千円
13. 責任準備金の内訳は、次のとおりであります。

普通責任準備金（出再控除前未経過保険料）	5,000,708千円
同上にかかる出再責任準備金	4,651,286千円
差 引 (イ)	349,422千円
異常危険準備金 (ロ)	116,939千円
計 (イ+ロ)	466,362千円
14. 1株当たり純資産額は75,397円17銭であります。
算定上の基礎である純資産の部の合計額及び普通株式に係る当期末の純資産額はいずれも1,507,943千円、1株当たり純資産額の算定に用いた当期末の普通株式の数は20,000株であります。

15. 繰延税金資産の総額は44,763千円であります。
繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳は、退職給付引当金14,035千円、役員退職慰労引当金11,688千円、異常危険準備金13,465千円、解約返戻金普通備金3,855千円、IBNR備金1,061千円、賞与引当金369千円等であります。
16. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リースにより使用しています。
17. 金融商品の状況に関する事項
当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。代理店貸等にかかる信用リスクについては適切に管理しリスク軽減を図っております。
18. 金融商品の時価等に関する事項 (単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	2,150,700	2,150,700	-
再保険貸	1,180,865	1,180,865	-
未収金	1,734,934	1,734,934	-
代理店借	(774,626)	(774,626)	-
共同保険借	(527,696)	(527,696)	-
再保険借	(1,182,762)	(1,182,762)	-
未払金	(549,480)	(549,480)	-

①負債に計上されているものについては、()で示しております。

②これらの金融商品はいずれも短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

19. 賃貸等不動産の状況に関する事項
該当事項ありません。
20. 重要な後発事象等に関する注記
該当事項ありません。
21. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 損益計算書

(単位：千円)

科目	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	比較増減
経常収益		12,099,714	9,795,571	△2,304,142
保険料等収入		12,045,436	9,726,662	△2,318,773
保険料		6,202,750	4,856,589	△1,346,161
再保険収入		5,842,685	4,870,073	△972,612
回収再保険金		1,021,777	1,252,780	231,003
再保険手数料		4,343,339	3,222,384	△1,120,954
再保険返戻金		477,568	394,908	△82,660
その他再保険収入		-	-	-
支払備金戻入額		2,820	-	△2,820
責任準備金戻入額		49,827	67,086	17,259
資産運用収益		8	8	-
利息及び配当金収入		-	-	-
預貯金利息		-	-	-
有価証券利息・配当金		-	-	-
その他利息配当金		-	-	-
有価証券売却益		-	-	-
有価証券償還益		-	-	-
その他運用収益		8	8	-
その他経常収益		1,621	1,813	192
経常費用		11,715,946	9,559,295	△2,156,651
保険金等支払金		7,576,888	6,300,623	△1,276,265
保険金		1,055,898	1,359,857	303,958
給付金		-	-	-
解約返戻金		467,137	403,848	△63,288
その他返戻金		5,369	4,308	△1,061
契約者配当金		-	-	-
再保険料		6,048,483	4,532,609	△1,515,873
責任準備金等繰入額		-	7,390	7,390
支払備金繰入額		-	7,390	7,390
責任準備金繰入額		-	-	-
資産運用費用		0	0	△0
有価証券売却損		-	-	-
有価証券評価損		-	-	-
有価証券償還損		-	-	-
その他運用費用		0	0	△0
事業費		4,139,020	3,251,227	△887,792
営業費及び一般管理費		4,086,051	3,200,304	△885,746
うちのれん償却額		-	-	-
税金		2,531	2,829	297
減価償却費		44,807	35,601	△9,206
退職給付引当金繰入額		△321	3,404	3,726
役員退職慰労引当金繰入額		5,940	9,900	3,960
賞与引当金繰入額		10	△813	△823

その他経常費用	37	52	15
保険業法第113条繰延資産償却費	-	-	-
その他の経常費用	37	52	15
保険業法第113条繰延額(△)	-	-	-
経常利益(経常損失△)	383,767	236,276	△147,490
特別利益	-	-	-
固定資産等処分益	-	-	-
負ののれん発生益	-	-	-
価格変動準備金戻入額	-	-	-
その他特別利益	-	-	-
特別損失	-	-	-
固定資産等処分損	-	-	-
減損損失	-	-	-
価格変動準備金繰入額	-	-	-
不動産等圧縮損	-	-	-
その他特別損失	-	-	-
契約者配当準備金繰入額	-	-	-
税引前当期純利益(同当期純損失△)	383,767	236,276	△147,490
法人税及び住民税	99,672	65,573	△34,099
法人税等調整額	9,492	1,401	△8,091
法人税等合計	109,165	66,974	△42,190
当期純利益(当期純損失△)	274,601	169,301	△105,300

平成30年度 損益計算書関係注記事項

1. 関係会社との取引高は次のとおりであります。

収益総額 - 千円
 費用総額 527,688 千円

2. 以下の収益及び費用に関する金額

① 正味収入保険料は、310,731 千円です。

② 正味支払保険金は、107,076 千円です。

③ 責任準備金戻入額の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金戻入額(出再控除前未経過保険料)	1,067,499 千円
同上にかかる出再責任準備金戻入額	992,396 千円
差引 (イ)	75,103 千円
異常危険準備金繰入額 (ロ)	8,016 千円
計 (イ-ロ)	67,086 千円

④ 支払備金繰入額の内訳は次のとおりです。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前)	57,976 千円
同上にかかる出再支払備金繰入額	50,585 千円
差引	7,390 千円

3. 1株当たりの当期純利益の額は8,465円07銭であります。

算定上の基礎である当期純利益の額は169,301千円、1株当たりの当期純利益の額の算定に用いた普通株式の期中平均株式数は20,000株であります。

4. 関連当事者等との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	全国賃貸管理ビジネス協会	被所有 間接65%	業務委託	業務委託 (注1)	395,107	未払金	191,523
親会社の子会社	エタニティ 少額短期保険(株)	なし	共同保険に係る 関連業務委託契約	共同保険に関する 保険料、保険金、解 約返戻金、その他返 戻金、諸経費の立替 金、その他協議によ り認められた勘定に係 るネット取引 (注2)	-	共同 保険借	208,553
親会社の子会社	ネットライフ火災 少額短期保険(株)	なし	共同保険に係る 関連業務委託契約	共同保険に関する 保険料、保険金、解 約返戻金、その他返 戻金、諸経費の立替 金、その他協議によ り認められた勘定に係 るネット取引 (注2)	-	共同 保険借	319,142

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格交渉の上、合理的な条件で業務委託契約を決定しています。

(注2) 業務委託契約および付帯覚書による共同保険諸勘定に係る経理決済ルールに基づき、合理的な条件で決定しています。

5. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 株主資本等変動計算書

平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計			その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 任意 積立金	繰越 利益剰余金									
当期首残高	220,000	130,000	-	130,000	90,000	-	1,282,040	1,372,040	-	1,722,040	-	-	-	-	-	1,722,040
当期変動額																
新株の発行	-	-	-	-						-						-
剰余金の配当							△268,000	△268,000		△268,000						△268,000
当期純利益							274,601	274,601		274,601						274,601
自己株式の処分									-	-						-
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）											-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	6,601	6,601	-	6,601	-	-	-	-	-	6,601
当期末残高	220,000	130,000	-	130,000	90,000	-	1,288,641	1,378,641	-	1,728,641	-	-	-	-	-	1,728,641

平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計			その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 任意 積立金	繰越 利益剰余金									
当期首残高	220,000	130,000	-	130,000	90,000	-	1,288,641	1,378,641	-	1,728,641	-	-	-	-	-	1,728,641
当期変動額																
新株の発行	-	-	-	-						-						-
剰余金の配当							△390,000	△390,000		△390,000						△390,000
当期純利益							169,301	169,301		169,301						169,301
自己株式の処分									-	-						-
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）											-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	△220,698	△220,698	-	△220,698	-	-	-	-	-	△220,698
当期末残高	220,000	130,000	-	130,000	90,000	-	1,067,943	1,157,943	-	1,507,943	-	-	-	-	-	1,507,943

平成 30 年度 株主資本等変動計算書関係注記事項

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度期末
普通株式	20,000 株	-	-	20,000 株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当ありません。

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	配当財産の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成 30 年 6 月 14 日 定時株主総会	金銭	390,000 千円	19,500 円	平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 6 月 15 日

4. 当事業年度の末日後に行った剰余金の配当に関する事項

令和 元年 6 月 6 日 開催の定時株主総会において、次のとおり決議しました。

配当財産の種類	金銭
配当金の総額	253,000 千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たりの配当額	12,650 円
基準日	平成 31 年 3 月 31 日
効力発生日	令和 元年 6 月 7 日

5. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。

4. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科目	年度	平成 29 年度	平成 30 年度
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		383,767	236,276
減価償却費		44,807	35,601
保険業法第 113 条繰延資産償却費		-	-
支払備金の増加額 (Δは減少)		△2,820	7,390
責任準備金の増加額 (Δは減少)		△49,827	△67,086
契約者配当準備金繰入額		-	-
退職給付引当金の増加額 (Δは減少)		△321	△6,013
役員退職慰労引当金の増加額 (Δは減少)		5,940	△2,145
賞与引当金の増加額 (Δは減少)		10	△813
貸倒引当金の増加額 (Δは減少)		37	△6
価格変動準備金の増加額 (Δは減少)		-	-
利息及び配当金等収入		△8	△8
有価証券関係損益 (Δは益)		-	-
支払利息		0	0
為替差損益 (Δは益)		-	-
有形固定資産関係損益 (Δは益)		-	-
代理店貸の増加額 (Δは増加)		35,097	23,054
再保険貸の増加額 (Δは増加)		401,753	3,301
共同保険貸の増加額 (Δは増加)		-	-
その他資産 (除く投資活動、財務活動関連) の増減額 (Δは増加)		△25,707	△149,663
代理店借の増加額 (Δは減少)		55,941	57,015
再保険借の増加額 (Δは減少)		△494,053	35,279
共同保険借の増加額 (Δは減少)		237,905	△46,905
その他負債 (除く投資活動、財務活動関連) の増減額 (Δは減少)		△143,426	57,909
その他		7,561	16,860
小 計		456,659	200,047
利息及び配当金等の受取額		8	8
利息の支払額		△0	△0
契約者配当金の支払額		-	-
その他		-	-
法人税等の支払額 (Δ) 又は還付額		△140,737	△88,564
営業活動によるキャッシュ・フロー		315,930	111,491
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額 (Δは増加)		-	-
有価証券の取得による支出		-	-
有価証券の売却・償還による収入		-	-
保険業法第 113 条繰延資産の取得による支出		-	-
その他		△82,340	△67,473
投資活動によるキャッシュ・フロー		△82,340	△67,473

III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	-	-
借入金の返済による支出	-	-
社債の発行による収入	-	-
社債の償還による支出	-	-
株式の発行による収入	-	-
自己株式の取得による支出	-	-
配当金の支払額	△268,000	△390,000
その他	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△268,000	△390,000
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
V 現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△34,410	△345,981
VI 現金及び現金同等物の期首残高	2,531,091	2,496,681
VII 現金及び現金同等物の期末残高	2,496,681	2,150,700

平成 30 年度 キャッシュ・フロー計算書関係注記事項

1. 資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなります。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預貯金勘定	2,150,700 千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	- 千円
現金及び現金同等物	2,150,700 千円

3. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

<コーポレートデータ>

沿革

全管協少額短期保険株式会社の沿革

1992年	2月	全国の有力賃貸管理業者17社が「全国賃貸管理業協議会」を設立し、入居者の家財保障共済事業を開始
1997年	4月	「全国賃貸管理業共済会」を設立
2006年	7月	特定保険業者として関東財務局へ届出
2007年	10月	「全国賃貸管理業共済会」で行ってきた共済事業を継承する目的で「株式会社全管協共済会」を設立
2008年	3月	少額短期保険業者「関東財務局長（少額短期保険）第16号」として登録
	4月	4月1日 少額短期保険業の営業開始
	10月	10月1日 資本金を10億円に増額
2009年	12月	12月4日「あいおい損害保険株式会社（現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）」との業務資本提携契約締結
2011年	10月	当社の単独株式移転により、「株式会社全管協 SSI ホールディングス」を設立
	12月	12月22日資本金を2億2,000万円に変更
2018年	12月	12月3日「全管協少額短期保険株式会社」に商号変更

株式に関する事項

1. 株式数

発行可能株式総数 40千株

発行済株式総数 20千株

2. 2018年度末株主数 1名

3. 大株主

(2019年3月31日現在)

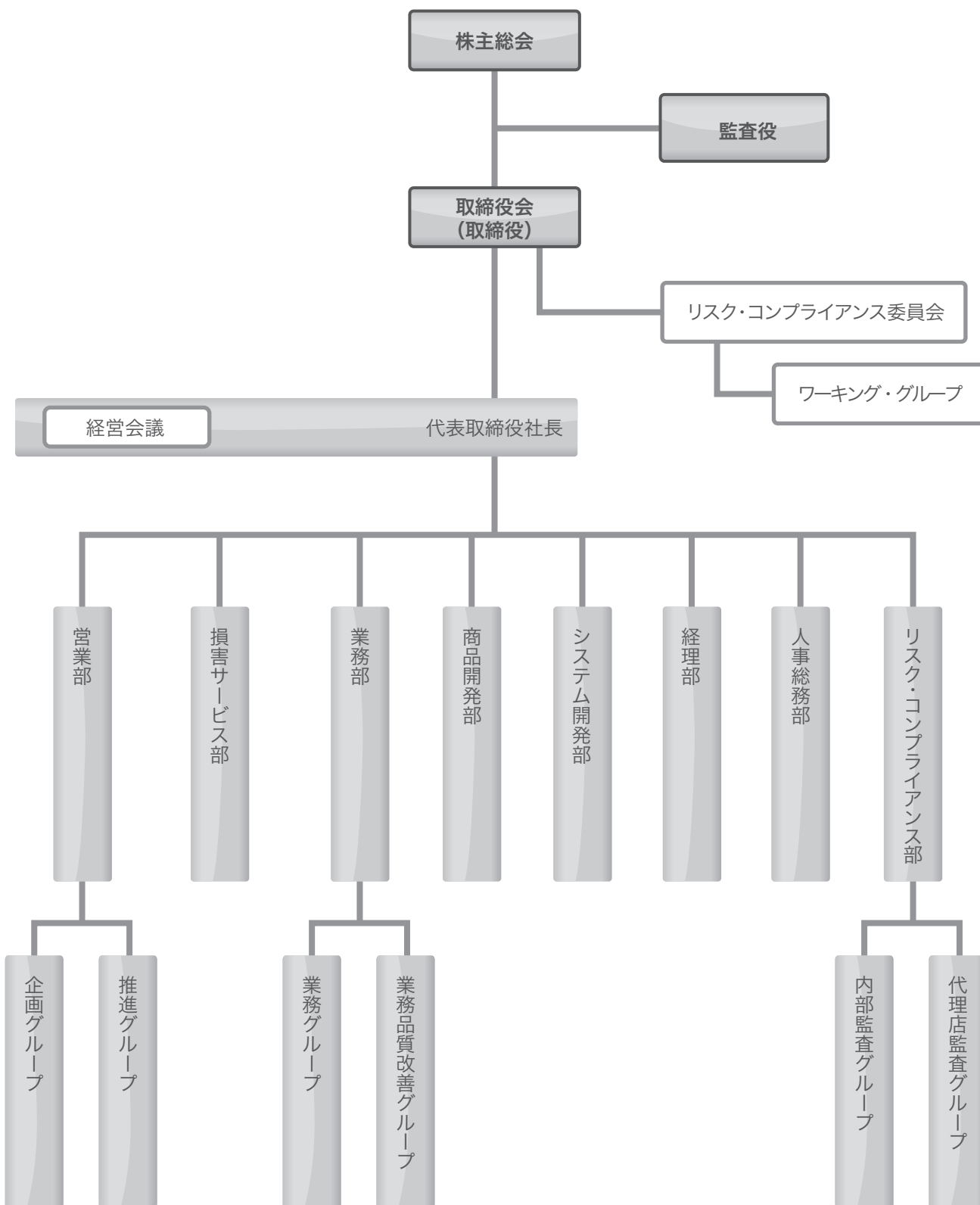
株主の氏名または名称	持株数等	
	持株数等	持株比率
株式会社全管協 S S I ホールディングス	20,000株	100.0%

会社役員に関する事項

(2019年7月1日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職
脇野 雅之	代表取締役社長 (担当: リスク・コンプライアンス部、システム開発部)	
花岡 俊則	常務取締役 (担当: 経理部、人事総務部、商品開発部)	(株)全管協 SSIホールディングス 常務取締役 経営企画部長
花房 善之	取締役営業部長 (担当: 営業部、業務部、損害サービス部)	
高橋 誠一	取締役	三光ソフランホールディングス(株) 代表取締役社長
三好 修	取締役	(株)三好不動産 代表取締役社長
黒木 博之	取締役	(株)ケイアイホールディングス 代表取締役社長
竹内 仁	監査役	全国賃貸管理ビジネス協会 事務局次長
土田 秀仁	監査役	あいおいニッセイ同和損害保険(株) マーケット開発部事業推進室 推進役
石原 一郎	監査役	(株)全管協 SSIホールディングス 常勤監査役

組織図





2019 全管協少短の現状

2019年7月発行

全管協少額短期保険株式会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目6番1号 朝日生命大手町ビル

電話：03 (3272) 3340 URL：<https://www.zkssi.co.jp/>